

草加市地域生活支援拠点等事業実施要綱

令和2年12月10日
告示第1157号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3に定める地域生活支援拠点又は面的な体制を整備する事業（以下「地域生活支援拠点等事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 地域生活支援拠点等事業の実施主体は、草加市（以下「市」という。）とする。
ただし、市長は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者等に対し、業務の一部を委託することができる。

(事業内容等)

第3条 地域生活支援拠点等事業の内容は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に定める障害者（以下「障がい者」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に定める障害児及びその家族（以下これらを「障がい者等」という。）の高齢化、重度化及び親亡き後の生活を見据えつつ、障がい者等の地域生活を支援するため、次に掲げる機能を整備し、及びその充実を図るものとする。

- (1) 相談機能 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、及び登録した上で、連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受け入れ・対応機能 短期入所を活用した常時の緊急受入体制の確保及び緊急時の受け入れ、医療機関への連絡等必要な支援を行う機能
- (3) 体験の機会・場の機能 地域移行支援及び親元からの自立等に当たり、共同生活援助等障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会又は場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成の機能 医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者及び

高齢化に伴い重度化した障がい者に対し、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくりの機能 コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2 市は、地域生活支援拠点等として前項に規定する機能の全部又は一部を地域において担う事業（以下「拠点事業」という。）を実施する事業所を地域生活支援拠点等事業所として登録し、及び登録を促進することにより、各機能の充実を図るものとする。

（地域生活支援拠点等事業所の登録）

第4条 拠点事業を実施する事業所を市へ登録しようとする事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第6条に規定する運営規程において、当該事業所を地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として規定し、草加市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の事業者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。この場合において、事業者は、該当する旨を証する書面を提出しなければならない。

(1) 障害者総合支援法第36条第1項に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定又は当該事業所が同法第38条第1項に基づく指定障害者支援施設の指定を受けていること。

(2) 児童福祉法第21条の5の15第1項に基づく指定障害児通所支援事業者の指定又は当該事業所が同法第24条の9第1項に基づく指定障害児入所施設の指定を受けていること。

(3) 障害者総合支援法第51条の20第1項に基づく指定特定相談支援事業者の指定又は児童福祉法第24条の28第1項に基づく指定障害児相談支援事業者の指定を受けていること。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認められたものについて拠点事業を実施する地域生活支援拠点等事業所として登録を行い、草加市地域生活支援拠点等事業所登録通知書（第2号様式）によりその旨を通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により拠点事業を実施する地域生活支援拠点等事業所の登録を行った事業者（以下「登録事業者」という。）について、法人名、名称、所在地、連絡先、

実施する拠点事業等の公表を行うものとする。

(拠点事業実施に伴う加算)

第5条 拠点事業を実施した地域生活支援拠点等事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）に基づく加算を算定することができる。

(変更等)

第6条 登録事業者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに草加市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

(廃止等)

第7条 登録事業者は、拠点事業を廃止し、又は休止するときは、その1月前までに、拠点事業を再開したときは、再開後10日以内に、草加市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

(調査等)

第8条 市長は、登録事業者及び第2条の規定により業務の委託を受けた受託事業者に対し、必要に応じて拠点事業等の運営状況に係る調査を実施することができる。

2 市長は、登録事業者及び受託事業者に対し、拠点事業等の運営状況について、随時報告を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域生活支援拠点等事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条の規定による事業所の登録に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。